

令和 8 年度第 2 回亀山市環境審議会議事録

日時：令和 8 年 7 月 2 日（木）午前 10 時から午後 12 時 20 分まで

場 所：亀山市総合環境センター4 階 研修室

出席者：〔亀山市環境審議会委員〕

朴 恵淑、富松敬史、松村直人、早川三雄、北倉千秋、武田 朗、
山村直紀（リモート）

〔事務局（亀山市産業環境部環境課環境創造グループ、廃棄物対策グループ、
生物多様性獣害対策グループ）〕

佐藤部長、村田課長、小坂副参事、近藤 GL、小澤 GL、野田主幹、
大森主任主査、原主査

傍聴者：なし

〈事項書 1. 委員紹介〉

委員紹介

〈事項書 2. 会長挨拶〉

会長より挨拶

〈事項書 3. 議事〉

第 2 次亀山市環境基本計画中間見直し（案）について

事務局

それでは皆さんおそろいでございますので、令和 8 年第 2 回亀山市環境審議会を開催させていただきます。

本日お集まりいただきましたのは、令和 3 年 6 月に第 2 次亀山市環境基本計画を策定いたしました、社会情勢の変化や本市の環境に関する状況の変化を踏まえ、5 年をめぐりに見直すこととしております。

このことから、第 2 次亀山市環境基本計画の中間見直し（案）について、令和 8 年 5 月 21 日付けで当審議会に対し諮問をいたしましたところでございます。

このたび、第 2 次亀山市環境基本計画中間見直し（案）を作成いたしましたので、各委員の皆様のご意見等を賜りたいと存じます。なお、本日各委員からいただきましたご意見につきましては、事務局にて整理・検討を行い、反映できることは反映した後に、亀山市議会産業建設委員会協議会に骨子案として、8 月に提出させていただく予定となっています。なお、今後の計画策定のスケジュールにつきましては、お手元に配付させていただきました資料 2 の通り進めて参りますので、ご覧いただければと思います。

本日の審議会でございますが、委員 10 人中 6 名にご出席いただいております。山村委員につきましてはオンラインでの参加となっています。

それでは、事項書 1 委員交代でございますが、人事異動により鈴鹿地域防災総合事務所環境室有富委員から武田委員に交代されました。

武田委員

有富に変わりました。委員に就任いたしました武田と申します。県に化学職として採用されまして、環境業務に携わってきました。亀山市の計画に関してお役に立てればと思っておりますので、皆様よろしくお願いいたします。

村田課長

どうもありがとうございました。

事務局も交代がありました。

佐藤部長

皆様改めましておはようございます。

産業環境部長の佐藤でございます。

本日はご多忙のところを亀山市環境審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より本市の環境行政に専門的なお立場からご助言をいただきまして、ありがとうございます。

本日は第2次亀山市環境基本計画の中間見直し（案）についてご審議をお願いいたします。

近年、国や自治体、企業活動の現場におきまして、脱炭素の取り組みが一層加速するとともに、ネイチャーポジティブなど生物多様性の保全回復に向けた流れも強まっております。併せまして生活排水の適正な処理、新ごみ処理施設整備を見据えたごみ減量、資源循環など、本市としても取り組むべき課題も変化をしております。委員の皆様には計画の見直しに当たりまして、様々なお立場、観点からご意見、ご助言をお願いいたしたいと考えております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

村田課長

それでは亀山市環境基本条例第25条第2項の規定に基づきまして、委員の過半数が出席いただいておりますので、本審議会が成立していることをご報告させていただきます。

傍聴者につきましては、現在、傍聴はございません。審議会の開催にあたり事項書2. 挨拶におきまして、亀山市環境審議会朴会長より一言ご挨拶をいただきたいと思います。

朴会長

座ったまま失礼いたします。

改めまして皆様おはようございます。大変お忙しい中、ご参加いただきましてありがとうございます。山村委員、オンラインでの参加になりますますがよろしくお願いいたします。

私は、亀山市は名実ともに、SDGs、環境においてトップランナーであると考えております。そのような形で先ほど事務局から話がありましたけれども、2021年から2030年までの環境基本計画を策定しています。

その当時は皆様もご存じだと思うのですが、まだ、世間は脱炭素ではなく、低炭素というテーマになっていたところでありました。

今日は亀山市の環境に関わる基本的な骨格において、これから5年以上行わなければならないことをもう一度考えなければならないということです。第1章から第8章までこの限られた時間で審議しなければなりません。こちら強弱を付けながらやっていくことになりますけれども、皆様すでにたくさんの資料を事前に目を通していただいたと思いますけれども忌憚のないご意見、それからご質問など賜りたいと存じます。時間が限られていますが、みんなの英知を絞ってやっていけば亀山らしいトップランナーという形でのものが子どもからお年寄りまで、皆が分って一丸となって考えられるような、そういったような、かなり重要な時間になりますので、力を貸していただけますようお願いいたします。

早速ですが事項書に基づき進めさせていただきます。

今日の議事は、事項書3第2次亀山環境基本計画中間見直し（案）について資料1ですが、簡単そうに見えるのですが、先ほど申し上げたように、結構ハードな部分がありますが、どうかよろしくお願いいたします。

では事務局の方から説明よろしくお願いいたします。

近藤 GL

それでは事務局の近藤です。

今日はよろしくお願いいたします。

まず初めに資料の確認でございます資料1-1から資料1-4を事前にお配りさせていただきました。それと事項書、資料2、諮問書と委員名簿でございます。漏れなどないでしょうか。それでは説明させていただきます。この環境基本計画は、2021（令和3）年度に策定し、2030（令和12）年度を終期としています。また、SDGsの大きな17の目標についても、本年本計画と同

様に 2030 年としています。

さらに 2030 年度に温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指しています。

いずれも 2030（令和 12）年度を目標としていることから、本計画すべてを見直すのではなく、社会情勢の変化や本市の環境に関する変化を踏まえて中間見直しを行うものでございます。

それでは私から、第 1 章、第 2 次亀山市環境基本計画について説明させていただきます。資料 1-1 をご覧ください。

1 枚めくっていただき、右側のページの第 6 章ですが、以前は低炭素との表現を現在の状況に合わせた脱炭素と変更をさせていただきました。また、低炭素社会に繋がる高度な低炭素社会の構築から脱炭素社会の構築とさせていただいております。

次に 15 ページをご覧ください。

本市における主な環境に関する取り組みについて、以前は 2019 年までの取り組みを記載しておりましたが、それ以降に取組んだ 5 点を追加しました。2021 年に環境基本計画を策定、2023 年亀山市気候非常事態宣言を行う、同じく、2023 年亀山生物多様性共生区域認定制度を開始、2025 年の 6 月亀山市ネイチャーポジティブ宣言を行いました。

そして、2027（令和 9）年 3 月にこの計画の中間見直しということを加えさせていただきました。続いて 34、35 ページをご覧ください。

こちらは各計画を現在の名称及び期間にしました。

亀山市の部分ですが、第二次亀山市総合計画を第三次総合計画が始まりましたので、それに合わせました。次に国においても第 5 次環境基本計画を第 6 次環境基本計画に変えさせていただいています。

右側の三重県の個別計画ですが、三重生物多様性推進プランですが令和 6 年 4 月に第四期が始まりましたので変えさせていただいております。1 枚めくっていただき 36 ページですが、第 2 次亀山市環境基本計画第 3 章から第 7 章、共生から参画協働までのそれぞれの頁に成果指標というのを設けています。それに対する達成状況を 36 ページに加えさせていただきました。

簡単に説明いたしますと、一番上の共生の部分ですが目標値の数値が 9,000 人となっています。これに対して、令和 7 年度の実績の数値が 7,160 人でありまして、目標は 9,000 人で現在 7,160 人ということで進捗は 78.9%、評価については、ABC 評価としていますが、A については「目標を達成している」、B については「現状値が目標に対して進展している」、C については「現状値が目標値に対して停滞している」というように共生について一番上は B 評価という形にさせていただきました。

このように評価というものを加えさせていただいております。そして 42 ページをご覧ください。こちらについても低炭素から脱炭素へと表現を変えさせていただきました。一番下の脱炭素の下に低炭素とはどういうものだったかということが記載されていましたが、今回の計画から、低炭素の表現は使わないとこから削除させていただきました。

次に 44 ページをご覧ください。

44 ページの下段の緑プロジェクトですが、生物多様性を学び作り守るという表現でございましたが、「作る」を「保つ」に改めさせていただきました。

これは、国が 2030 年までに陸と海の 30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標に合わせた取り組みに改めさせていただきました。

45 ページをご覧ください。

中段の美クリーンプロジェクトのイメージのところですが、以前は亀山市地区衛生組織連合会に関する取り組みを記載していました。令和 7 年 4 月をもって亀山市地区衛生組織連合会が解散したことにより、今まで行っていた事業を市が引き継ぐこととなりましたので、その旨の修正とさせていただいております。

続いて 46 ページをご覧ください。

46 ページの上段右側ですが、市の責務の 3 つ目の中ポツですが、次期施設のあり方検討に組みと記載していたところを現在、整備に係る整備手法、運営方針について検討していることからの内容に修正させていただきました。また、下段の食品ロス削減のところですが、亀山タバスケを現在運用していますが、協力店舗数が若干伸び悩んでいるということもあり、プロジ

ェクトイメージを効果的、効率的な仕組みづくりを進めるとさせていただきました。
それに合わせて右側の四角囲みの部分で、以前は ICT の活用などと記載していましたが、亀山
たべすけの運営はすでに ICT を活用していることから、それらをいかに効果的に効率的にして
いくかということが大事なことから、効果的、効率的な仕組みへと修正させてい
ただいています。続いて 47 ページをご覧ください。
こちらについても、低炭素の表現を脱炭素と改めさせていただいております。
また、一番下の丸の部分で活用と適正ゾーンとあるのですが、この適正導入のところの四角囲
みですが、以前は再生可能エネルギーの適正導入を図るための制度の検討ということでしたが、
環境審議会で大変お世話になりまして、令和 8 年 6 月 26 日に亀山市自然環境と太陽光発電施設
の適正導入に関する条例を制定しましたので、条例に基づく適正導入と改めさせていただきました。
そして、48 ページ「参画協働」でございます。
こちら県と亀山というのが下に記載していますが、この周りを回っている並びを変更させてい
ただきました。
以前は市民のところに事業者が入っていて、行政のところに市民が記載されていました。市民
あつてのということで、市民を一番上にさせていただきまして、その隣に教育研究機関、事業
者、そして行政があり、最後にその他すべての関係者と変えさせていただきました。
最後に 51 ページですが、こちらでも低炭素の表現を脱炭素に改めさせていただきました。
私から第 1 章、第 2 章についての変更の部分についての説明は以上でございます。

朴会長

ありがとうございました。

ただいま、今日の一番大事な部分の 1 つになるのではないかと思います。第 1 章、第 2 章
について丁寧な説明がありました。それについて委員の皆様、コメント、質問など受け賜わり
ますがいかがでしょうか。

富松副会長

この環境基本計画というのは政策を進めるうえでの基本だと思うのですが、資料の 42 ページ
のあるべき姿 4 項の「低炭素」が「脱炭素」に変更されています。どこかに変更した説明は含
まれているのですか。基本計画があるのにそれがいつの間にか変わっている、いわゆるゴール
ポストを変更しているように取れるので何のためにこうしたのか、これが良いのだと言う評価
することがどこかに含まれていないと、初めてこれを見ていつの間にか変わっていると言うよ
うにとられると問題になると思うのですがどうでしょう。

近藤 GL

貴重なご意見ありがとうございます。

ご意見は 36 ページの部分で、こちらに成果指標についての評価というのは入れさせていた
いております。

その前段に計画の中間見直しについてというところで、この評価の前に見直しに関する部分
の説明を付けさせていただくという形でどうでしょうか。

富松副会長

というか、この第 1 章を読み始める時にこういうところを変えていますという表現があつた
方がこれを読んでいくうちに分かり、分かりやすいのではないかと思います。36 ページがポ
ツと出てきてもそれはやはり疑問を持ちながら読み込んでいるという形になります。

或いは、この環境基本計画を出すときに、これに附則というか別の文章で基本計画をこのよ
うに書いていると分る文節を入れた方が良いのかもしれません。

近藤 GL

後段の部分について、一度、事務局で整理させていただき検討いたしたいと思います。

佐藤部長

先ほど近藤からも申しましたが、富松副会長のご指摘はもっともでございます。この見直しにあたって中身では見直しをするというようにことが謳ってはいますが、この見直しにあたっての前段というのは必要になろうかと考えますので、その部分を第1章の前に付けさせていただき、ご説明をさせていただいた上で、内容を整理することにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

富松副会長

ありがたいです。というのは随分と読んだつもりでしたが、近藤 GL の説明を受けるまで変わっていることを知らなかったところもありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

ありがとうございます。

朴会長

ぜひともお願いします。

どの自治体もそうなのですけども、国の方針に従い進めていく、最初にお話をさせていたしましたが、2020 年、2021 年はまだまだ低炭素の時代でありました。そこが COP26、27、2021 年、2022 年に入ってからカーボンニュートラルというか、脱炭素というようになってきているという時代背景を国と三重県というところの部分の前段で書いていただく、だからこそ中間見直しが必要なのだという部分を少し強調していただければありがたいと思います。

富松副会長

共生への評価で思ったのですが、36 ページの成果で、例えば自然環境に関するイベント等に参加した人数で目標値が 9,000 人、達成したのが 7,100 人で評価 B で良いのですが当初値が 8,500 人なので悪くなっていると。

なぜ B なのというところが少しあって共生は全体的に評価が低いのですが、これはもっと悪いのではないかなとの気がしますので、共生のところでは皆さんの意見をいただきたいなと思います。

朴会長

ありがとうございます。

どうぞ。

近藤 GL

わかりました。

この減った要因というのは、コロナ禍で大幅に参加人数が減りました。そこから色々な取り組みを進め徐々に回復してきている傾向にあります。事務局の考えとしては、全然目標には届いてはおりませんが、一旦落ち込んだ参加人数が回復してきているというところの部分の評価させていただき B 評価としておりますが、そのことについては第3章共生でご意見をいただければと思っています。

朴会長

コロナ禍は大変だったと思っております。山あり谷ありというところを経て今に至るのですが、我々の力ではどうしようもないところの部分もあることは間違いないので、例えば許されることであるならば、少し米印とか何かで何かの影響があったところが背景にあることが分るような形でうまく説明責任を果たせる範囲で結構ですのでお願いしたいと思います。

36 ページについての発言がありましたので、私からどう考えたらよいのかということのを少し申し上げます。数値的には何%という進捗が示されました。それで評価において ABC があります。この評価の ABC の位置付けが書かれているのですが、実際にどれだけが何%の達成度があるのかというふうな数値で定量的に出ているのですが、ABC というところが非常によく言えば定性的だし、悪く言えば推移的ではないと言われてもどうかと思っています。例えば県の評価システムの中でその部分を照らし合わせてその形で評価するのかなというように思っております。

人によっては、B 評価なのとか C 評価なのとか、そのように思う方もいると思いますので、決して評価を上げようとした形ではなく、結果はきちんと承りますが、基準はこのような基準で評価しているというように説明すればよいのではないかと思いますので、その辺も少し庁内で考えていただければと思います。

佐藤部長

貴重なご意見ありがとうございます。

まずは事務局で評価をしたところですが、申されるようにこの評価がどうしてこのように評価したとか不明なところがあるということだと思います。この評価の説明など記載をして、それを明らかにする方向で少し検討いたしたいと思っています。

朴会長

ありがとうございました。

武田委員

第2次環境基本計画の成果指標については、2030年の目標値に対して現在どこまで進んでいるのかの評価だと思います。

我々県が作っているのは、そこへの目標はあるのですが、そこまでにどう到達していくかということを決め、今回、実績値（令和7年度値）にしているのですが、この目標（2030年）に対して令和7年度ではどれぐらいの姿化かを分かる様にし、それに対する進捗率だと思います。やはり、この斜めに載っているかどうかということの評価していくことが多いので、この評価となるとなかなか厳しいと感じました。

朴会長

ありがとうございます。

何かありますでしょうか。

佐藤部長

武田委員からいただきましたように、自分たちが目指すところへの中間点としてどうなのかを評価するというのも、1つの方法かと思いますので、それも含めて考えさせていただきたいと思っています。

朴会長

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

松村委員

私も36ページに関してですが、先ほどゴールポスト動かすようなことをしてはいけないということもありましたが、ただ数字が出てきますので、私も思ったのですが、例えば5章、6章のこのあたりの数字は非常に評価しやすいのではと思います。1人1日当たりのごみの排出量、いわゆる数値指標でよいのかなと思ったのですが、その他で自然環境に関するイベントに参加した人数とか外来生物の駆除に取り組む市民活動団体数とか団体が減っても団体の構成員が増

えていればそれでもいいと思います。

例えば、分母が市民の数であり、市民が増えている中で参加者数が減っているというのはどうかというようなことも考えられるでしょう。この評価の仕方というのは難しいのかなという印象を持ちましたので、まだ検討できるのであれば皆様どのような指標がよいのか再確認できればと思います。

朴会長

大変重要な提案、意見だと思いますが、どうでしょうか。

近藤 GL

一度事務局で整理させていただきまして、次回の環境審議会では改めた内容でご意見いただければと思っております。

朴会長

ありがとうございます。

富松委員

恐らく数値目標をだすように言われて無理やり作ったような感じがします。もう少し評価の仕方の工夫が必要だったのかなと思います。

松村委員

事務局の作業のことも考えれば、何か県に親指標のようなものがあればそれに則って使えば負担がなくなるかと思いました。

近藤 GL

この計画作成時に成果指標を決めていましたので、中間見直しを行うときの評価というのを考えたところ、すべてを評価するということは計画の最後に評価すべきことであると思っておりましたので、まずは、令和7年度実績値での評価ということで表にしたところでしたが、それについて色々なご意見をたくさんいただきましたので、誰が見てもわかりやすい、よりよいものを期間がありますので作り、次にはよいと言っていたけるようなものをお示しさせていただきたいと思っております。

よろしくお願いします。

朴会長

ありがとうございます。

本当に数値のマジックではないのですけれども大変なのです。団体の数が減ったかもしれないが会員が増えたかもしれない。また、会員が減っているけれど団体数はそのままかもしれない。

いろいろなオプションが考えられますので、うまく納得いくような説明の仕方を少し工夫していただければありがたいと思います。

他にいかがでしょうか。

山村委員

36ページのところでですけど、5章の②ごみの再資源化率の分母を教えてください。再資源化可能な内の再資源化されたごみなのか、それとも全ごみの量に対する資源化されたごみの量なのか、どちらでしょうか。

小坂副参事

ごみの処理量全部に対する資源化されたごみの量です。

朴会長

他に委員の皆さんいかがでしょうか。

武田委員

資源化率についてですが、当初値が 30.8%の中で目標値が 34.1%とされていて、令和 7 年度の実績値が下がっています。何か分別の仕方とかが変わっているということですよ。中間見直しということであると、今の状況が変わったことに対しての見直しなので、現時点で場合によっては下方修正とか、進んでいるものについては上方修正していかないと結局いつまでたってもこれ無理だという計画を実行することになるので、少し将来残念かなという気がします。ご検討いただければと思います。

朴会長

大変重要なアドバイスだと思いますのでよろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

私の方から 1 つ提案がありまして、皆様とともに考えたいと思います。

48 ページのみんなの笑顔かがやく環境のまち「健都かめやま」をどうするのか市民とみんなと一緒に産学官民の連携で進めていく、これだけを見ると「かめやま」という文字はあるけどどこにも亀山のシンボリックなものがあるというように思えないので、例えば裏表紙は SDGs、みんなで手と手をつないでグローバル的にやっているということになっていますが、中間見直しというのはこれからの 4 年、5 年の大事な部分でありますので、大きく変わることはできないのですが、どこか表と裏でもいいから、今、せっかく皆様が作っていただいたこの部分にうまく盛り込むことはできないのか、無理は言っていけないのですけれど、過去の 5 年間を振り返って、これからの 5 年はこういう方向で行くぞという新たな市民に対するアピールになりますので、もう少し皆さんが、そうだというふうに思われるようにできないかなと思っています。表紙にアクションフォースマイル 2030 とあり、このスマイルのところが重要でありまして、持続可能なサステナブルの S とこれから我々が一律化でやっていくマイルストーンみたいな感じが合わさったスマイル笑顔みたいになっていてとてもよくできているのですが、これだけでは私たちは何をしたらいいのかというところを中身を見ればわかるでしょうというのはどうかと思うので、是非とも、私だけなのかもしれないけどこのシーゼンというのが環境のみならず、いろんなところで亀山なので違和感がなければその部分をうまく活かしていく方法もあるのでないかということで、無理は言えないのですが、庁内でご検討いただければ、誰が見てもこれは亀山だというように思われるようにいきたいと思います。

これは検討をお願いしますということで、こうしてくださいとのことではないのでよろしくお願いいたします。

そうしましたら、今日は結構たくさんあります。資料 1－2 の第 3 章の説明をいただきまして審議に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

次お願いします。

小澤 GL

事務局の小澤から資料 1－2、第 3 章人と自然の共生についてご説明させていただきます。

資料 1－2 をご覧ください。第 3 章「共生」人と自然の共生ですが、令和 3 年度の第 2 次亀山市環境基本計画の策定以降、生物多様性施策を取り巻く状況は大きく変化して参りました。市では、亀山市環境未来創造会議共生部会の皆様のご協力のもと、その変化に積極的に対応した施策を進めて参りました。そのような経緯で、今回の改訂において十分に記載すべく、第 3 章「共生」を次のように修正するよう検討しております。

51 ページから 73 ページまでは、地域の植生や生態系についての基本情報について記載しています。こちらにつきましては、策定時から短期間で大きく変化していないと考えておりますことから、今回は中間見直しでございますので、修正を行わないことで進めて参りたいと考えております。

続きまして、74 ページをご覧ください。74 ページの（2）「共生」に関する現状と課題で

すが、こちらは状況が大きく変化して参りましたので全体的に変更を行いました。

生物多様性を取り巻く状況の項目に新規記載としまして、令和4年度に実施されたCOP15に基づいてネイチャーポジティブの考え方が提唱され急速に広がりつつあります。

それに合わせて国内でもこれまで以上に積極的な取り組みが展開され、事業者を中心とした取り組み推進、生物多様性を活用した地域問題の解決をNbSと言いますけれども、推進が図られております。

こうした状況は、これまでにない大きな変化で生物多様性施策の追い風になりつつあり、当市の取り組みもこの変化に対応する形で推進しております。このため、以降の内容を記載するにあたり前提となる状況変化についての説明を新規に記載させていただきました。

次に75ページですが、本市における生物多様性保全上の課題、こちらにつきましては以前から記載があった項目でございますが、より課題を明確にするために市内に発生している問題、それをどのようにとらえるかという課題について具体的に記載するように修正いたしております。

さらに、前述したような状況の変化を踏まえた内容に修正するため、特に⑤から⑥⑦については新たに追記しております。

続きまして、77ページの亀山市におけるこれまでの取組の部分につきましては、以前から課題とともに記載いたしておりましたが、第2次亀山市環境基本計画の策定以降の取り組みも踏まえて、より明確に整備するため別途記載することといたしました。

次に81ページの取組方針と施策は3つあります。

そのうちの1つで「知る・感じる」の施策について修正と追記がございます。こちらは周知啓発にかかる取り組み内容をまとめた項目で、ネイチャーポジティブ等を近年提唱されるようになった考え方を踏まえて修正しております。

また、全国への情報発信やスマートフォンアプリの活用、事業者との連携など、近年始まった取り組みも追記いたしております。

1枚めくっていただきまして、83ページをご覧ください。

こちらの取組方針と施策といたしまして「守る・創る」の施策ですけれども生物多様性の保全や再生に係る取り組みをまとめた項目となっております。30by30に係る考え方を踏まえつつ、かめやま生物多様性共生区域認定制度、NbS、グリーンインフラとしての価値について言及するよう修正いたしております。また、企業における取り組みの促進やそのために必要な情報整備について記載いたしております。

また、1枚めくっていただきまして、85ページになります。「享受する」生物多様性の活用にかかる取り組みをまとめた項目となっております。かめやま生物多様性共生区域で生産された、農作物の環境ブランド化やエコツーリズム、グリーンツーリズムの促進に取り組んでいくといった旨の記載を追記いたしております。

以上が第3章の説明になります。

朴会長

ありがとうございました。

ただいまの事務局の説明に対して、委員の皆様、質問コメントなどありますでしょうか。

松村委員

非常に熱心に新しい話題を取り込まれていると思います。今、特に企業の方が非常にこのTNFDですか、この議論に関心を持たれていて全国的にどう対応していくか非常に熱心に議論されていると伺っています。私も何社から山林を所有しているがどのようにしていけばよいのか相談を受けています。ですから、ホットな話題を取り入れていただいていると思いますが、市民のみなさんに分かりやすくするためにももう少しイラストや写真を入れていただいた方が分かりやすくなりますのでよろしくお願いしたいと思います。

小澤 GL

計画の中にイラストなどを入れた方がよいということでしょうか。

松村委員

そうです。前半の第3章の里地里山の生態系には写真とか地図が入っています。

小澤 GL

そうですね。

わかりました。実際の取り組みなどの写真もありますので入れさせていただきます。

松村委員

親しみやすくなると思います。

小澤 GL

ありがとうございます。

朴会長

ありがとうございました。

少し工夫をしていただけるとよいかなと思います。

富松副会長

それは松村委員がおっしゃったように、企業とかが力を入れているとのことなのですが、75ページ、76ページを見ると、いわゆるこの亀山の自然をすべて管理していきたいというふうな意識が強いかなと思います。

人口減少で過疎地がどんどん増えてきている。その中でこういう人の資源を多く投入すると、そういうのは少し無理なのではないかなと思います。

例えば、秋田県と青森県に跨ぐ白神山地のように、人が入らなければブナが最終的な植生になってある程度安定する。そのようなことでいくと自然に置いておくところと里地里山の人が入るところと農地、市街地を分けて、ある程度そのような区分で重点的に例えば里地・里山の整備を進めて動物が出てこないようにするとか、何かそういう点も考えられるのではないかなと思います。

もうとにかく全部管理しなければいけないという訳にはいかないと、もう物理的に無理となっているのではないかなと思うのですがどうでしょう。

小澤 GL

ありがとうございました。

30by30の考え方もすべてが管理できるわけではなくて、2030年までに陸と海の少なくとも30%を健全な生態的な目標として立てているわけですが、実際には厳しいかと思う。

現実として、実際に農林業では担い手の方がいないとかの問題もありますので、やはり自然と言っても荒れ放題が自然というわけではなくて、管理の行き届いた自然というのをどれだけ広く保てるかということが問題になってくるかなと思います。3章の中で亀山市の中で明確に30%というふうに記載することは難しいかなと思うのです。

富松副会長

確かに山が崩れてきたりとかいろいろあるのですが、中間は荒れているけどある程度自然に放っておくことで植生遷移がどんどん進んでいく。最終的に極相になるとある程度安定する、そういうようなところもいいのではないかなと思います。

例えば、秋田の白神山地は人が入ることを禁止したと。時間はかかりますがそれで安定してきたと、人口が減ってきている段階ではそのような手法というのを少し考えてみてもよいのではと思います。

小澤 GL

かめやま生物多様性共生区域認定制度として始まったばかりですので、今のところは市内でできる限り少しずつ広げていきたいと考えています。スタートしたところですので、共生区域の増の方向でしか向いてないところですが、いずれはもう少しそういう棲み分けを検討しなければいけません。今のところは、できるだけ頑張っていきたいと思います。

富松副会長

頑張ってください。

村田課長

亀山市は市内の約 63%が森林で、国の森林環境譲与税を使って森林経営管理制度で市が手を入れていくことで森林については市が中心となって守っていきます。市独自のかめやま生物多様性共生区域認定制度を立ち上げましたので、身近なところについては共生区域を認定していくことで守っていこうという考え方で進めさせていただきます。

富松副会長

鹿が問題で駆除するというか適正に管理する手法は何かあるのですか。

これからどのようにしていくのか皆さん結構関心を持っていますので、鹿が山から降りてきて稲を食べたりします。そういったところで皆さん関心があると思っていて、どのように取り組んでいくのでしょうか。

小澤 GL

私の所属が生物多様性獣害対策グループで生物多様性として生物を守っていく部分と、獣害対策として駆除していく両方を担っています。鹿がいるからといってむやみやたらに駆除するわけにはいかない。許可を受けないと駆除できないというところもあって、これを獣害対策の話になるので、今回のこの計画の記載とは少し外れるかもしれませんが、野登山を中心として鹿の被害というのはしっかりと認識しておりますので、それに対する対策として三重大大学の先生方で関心をお持ちの方が多数おられますので、一緒に新たな取り組みを進めているところです。鹿の行動域を知るために発信器を取付け調査しているところです。

富松副会長

是非、お願いします。

松村委員

鹿の問題が森林でも大きくて山の中でも鹿が食べるものと食べないものがあり、ほっておくと食べないものばかりの下層植生になってしまいます。亀山市域での望ましい天然林（自然林）になっていかない可能性がありますので、人が監視カメラで山全部を管理ということは、人の手を入れるという意味では少しメリハリをつけて里地に近いところで口を開けるっていうのを現在実施していただいていると思います。

亀山市の担当部局として、全域に網の目をかけて監視をしているということが、天然更新が上手く行えているかどうか的大事だと思います。今は衛星データもありますし、ドローンによる近いところの写真で上空からの観測もできるようになっていますので、あくまでも我々は網の目をかけて確実に見ているという姿勢が大事だと思います。

朴会長

県とかはすでに実施されているのでしょうか。

松村委員

県の森林部局では高精度の情報をとったりしていますので是非活用しながら、この辺は鹿が多いから更新が進んでいないとかを市として確実に見ているということが大切だと思います。

朴会長

ありがとうございます。

私の方から少しこの章だけでなく全体に関わるものとして一つお願いしようと思います。全角、半角、アラビア数字など使っていただくというのはとてもありがたいことなのですが、統一感を持つように修正していただきたいと思います。

小澤 GL

いただいたご提案のとおり全体を統一するようにいたします。

朴会長

次、資料 1-3 の第 4 章に入りますがよろしいでしょうか。

各委員

はい。

朴会長

事務局、説明をお願いします。

近藤 GL

それでは資料 1-3 第 4 章「快適」について説明させていただきます。

86 ページをご覧ください。86 ページの (1) 快適に関する現況ですが、令和 7 年 4 月をもって亀山市地区衛生組織連合会が解散したことによる事業名などの変更を行っています。

次に 87 ページ、図 4-1 不法投棄の回収量ですが、見直し以前は平成 24 年から平成 30 年までの回収量を記載しておりましたが、令和元年から 7 年度までの回収量に改めています。年々回収量が減少していることが分るのではないかと思います。

同じページの表 4-1、公害苦情の状況 (件) ですが、こちらでも平成 27 年から令和元年までの状況を令和 3 年から令和 7 年までの公害苦情の状況に改めています。それに合わせ、2) 公害苦情の状況を表に沿った内容に修正させていただいております。

続いて 88 ページをご覧ください。

88 ページの 3) 河川の水質 図 4-2 と次の頁の図 4-3、図 4-4 の各河川の BOD の経年変化を平成 27 年から令和元年までを令和 3 年から令和 7 年の経年変化に改めました。

各河川がきれいであるということが確認できるのではないかと思います。

そして、90 ページ 4) 生活排水処理の状況の表 4-2 の、以前は、平成 22 年からの 10 年間の推移でしたが、平成 28 年から 10 年間に表を改めています。

そして、中ポツの処理形態人口の推移の内容を表の推移状況に合わせていただいております、またグラフ化している図 4-5 も同じように修正させていただいております。

この表を見ると人口は徐々に減少傾向ですが公共下水道への接続人口が増えており、単独処理浄化槽及び非水洗化人口が減少していることがよくわかります。

そして、91 ページをご覧ください。図 4-6 ですが、平成 22 年から令和元年までを平成 28 年からの 10 年間に修正させていただいております。

また、下段の収集原単位の説明を表の状況に合わせた説明としています。表 4-3 も同じ考えで修正させていただいております。し尿及び農業集落排水施設からの汚泥の収集量が減少していくことが読み取れます。

92 ページをご覧ください。

し尿及び浄化槽汚泥の処理量でございますが、図 4-7 について、こちらも平成 22 年からの 10

年間でしたが、平成 28 年から令和 7 年までの 10 年間に図を改めました。

この図を見ると人口減少また公共下水道への接続などにより、亀山衛生公苑での処理量は年々減少傾向にあることが分かります。続いて 93 ページ、表 4-4 処理形態別人口の予測ですが、こちらでも平成 28 年からの 10 年間に改めさせていただいておりますが、令和 8 年から令和 12 年までの予測値は現在空欄とさせていただいております。

こちらは現在事務局で推計を行っていることから次の審議会には予測数値を記載させていただきますので、その時にご確認いただければと思っております。

次の表 4-5 処理形態別収集量の予測及び次のページの表 4-6 生活排水処理率の予測についても同様でございます。

95 ページをご覧ください。(2) 快適に関する現状と課題についてです。

こちらの②の部分ですが、地区衛生組織連合会の解散、まちをきれいにする条例を令和 8 年 4 月に一部改正したことにより内容を修正させていただいております。次に⑤ですが、生活排水処理の数値を 2019 (令和元) 年度の数値から令和 7 年度の数値に改めさせていただいております。⑦ですが、見直し前は次期し尿処理施設のあり方について検討や調整を進める必要があるとしていましたが、2042 (令和 24) 年度に新し尿処理施設での処理開始を計画していることから、それらに関する検討を進める必要があるとさせていただいております。右側の 96 ページですが、⑩こちらは令和 5 年に盛土規制法が施行されました。また、三重県が令和 7 年 5 月に法に基づいて工事規制区域を指定したことから、今後、許可届け出があった場合は三重県と連携して対応していくことを追加させていただいております。続いて 97 ページの (4) 生活排水処理基本計画に係る水洗化、生活雑排水処理人口及び生活排水処理率の予測でございますが、予想から 2025 (令和 7) 年度の実績に修正させていただきました。2030 (令和 12) 年度の予測値はまだ記入していません。これも先ほどと同じように現在推計中でございますので、次の審議会には数値を記載させていただいたものをお示しさせていただきます。

同じく表 4-7 でございます。

こちらでも 2025 (令和 7) 年度のところを予測値から実績に変更させていただいております。98 ページの「美しいまちをつくる」施策 1)、2)、3) こちらも地区衛生組織連合会の解散とまちをきれいにする条例を改正したことによる現在の状況に合わせています。

次に 100 ページの「環境と経済の調和を図る」施策 1) の上から 5 つ目のポツでございます。以前は、畜産排水に係る水質調査を行うという表記でございましたが、畜産排水の水質調査を実施しないこととなったことから、啓発を行いますと修正させていただきました。

次、2) の環境への負荷の低減の 2 つ目ですが、化学肥料農薬の使用による環境への負荷の軽減に配慮する旨の記載をしておりましたが、「使用量を削減、自然物質循環機能を生かし、環境負荷を低減する持続可能な」と修正させていただきました。

103 ページ「きれいな水を守る」3) でございます。し尿処理施設の整備などに関する検討ですが、修正前は現有施設の稼働年数が 2031 (令和 13) 年度で稼働を終える旨の内容が記載されていましたが、2042 (令和 25) 年度に新し尿処理施設が稼働する計画になったことから、新施設稼働までの間、現有施設の整備に関する内容を記載させていただきます。

104 ページをご覧ください。成果指標の①②③2025 (令和 7) 年度のところですが、以前は目標値としておりましたが実績値に改めさせていただきました。

以上で第 4 章快適についての説明を終わります。

朴会長

どうしましょう。引き続き第 5 章まで行きますか、あるいは第 4 章でご意見等ございませんか。

富松副会長

第 4 章の「きれいな水を守る」というところで、基本計画策定時には話題になっていなかった有機フッ素のいわゆる PFOS、PFOA ですね。その言及がないのですが、いくら輸入禁止になってもそれに関しての現状が分っていれば教えてください。

それに基づいて何かすることがあるのかどうかとか、そのような表現を入れていただいた方がよいのではないかなと思います。

いかがでしょうか。

村田課長

全国的に話題となっています PFOS、PFOA の調査については、令和 5 年度から市独自で鈴鹿川、安楽川等の計 3 地点で調査を実施しています。いずれの河川での測定値は基準値を下回っている状況でございます。

富松副会長

調査をされていて基準値を下回っているのですね。数値が出ることはあるのですかね。

村田課長

基準が設けられているのは水道水での基準でございますが、こちらの方も水道部局で調査を実施していただいておりますが、いずれも基準値内でございます。

富松副会長

水道水は問題ないと聞いていますが、河川の方も問題として少し言葉として表現していただいたほうがいいと思いますがどうですかね。

近藤 GL

この「きれいな水を守る」というところについては、生活排水処理対策を推進するという意味で施策の方向や施策を決めております。少し申し上げにくいのですが、この部分というのは浄化槽、し尿処理施設や公共下水道という部分でのことであると考えています。一般的な「きれいな水を守る」という意味では、今の問題になっている PFOS、PFOA のことはよく分かっていますが、その項目では言えば、生活排水処理意識への向上とかそのような部分となっております。「きれいな水」には変わらないのでどこかで入れさせていただく方向で考えさせていただきたいと思います。

富松副会長

亀山の水は安心なのだとすることをどこかで表現して欲しいですね。

近藤 GL

わかりました。

朴会長

大変だと思いますが、少し色んな工夫をしていただければありがたいです。

よろしくお願いいたします。

他にいかがでしょうか。

もしましたら、この資料 1-3 の第 5 章の説明をいただいてから委員の皆様からのご意見、質問等を賜ります。

よろしくお願いいたします。

小坂 GL

それでは資料の 107 ページをご覧ください。第 5 章「循環型社会の構築」亀山市一般廃棄物処理基本計画について説明させていただきます。

第 5 章では、私たちの暮らしから出るごみの排出を「抑制する」、「再使用する」、「再生利用する」とともに「適切に処理する」ために必要な施策について記載しております。

今回は、施策についての大きな見直しは行わず現状を踏まえた見直し、令和 7 年度までの実績数値への見直しをしております。

1. 「循環」循環型社会の構築について循環に対する現状につきましては、本市における廃棄物処理状況の把握、溶融処理施設から生じる溶融飛灰の山元還元方式による全量再資源化に取

り組むことで最終処分量ゼロを達成するなど、環境負荷が少ないごみ処理を推進してきました。ごみの資源化率も溶融飛灰の山元還元方式による再資源化や刈草堆肥化などにより、全国、三重県平均よりも高い水準にあります。

一方、1人1日当たりのごみ排出量は平成30年度において増加傾向から減少に転じて、令和5年度及び令和6年度においては、三重県の数値を下回っております。全国値と比較した場合、依然上回っていますが、その差は縮まっております。

次に、ごみの資源化率は低下傾向で、資源価格の高騰を背景にした再生事業の好転などへの多様な主体による資源回収の活性化によるものと考えられ、資源化率向上のためのさらなる取り組みが求められています。

108 ページをご覧ください。

ごみ総排出量の推移につきましては、本市におけるごみの総排出量は人口減少も1つの要因として2016（平成28）年度から概ね減少傾向で推移をしております。

表5-1、図5-1のごみの総排出量の推移グラフをご覧ください。

家庭ごみは令和2年度までは収集直接収集搬入とも増加傾向にありますが、それ以降は収集、直接搬入ともに減少傾向にあります。

事業系ごみは令和3年度までは減少傾向にありました。近年の傾向として、ごみの総排出量は減少しております。家庭系ごみが減少する一方、事業系ごみは令和2年度以降微増の状況でございます。また、集団回収については大きく減少しております。

109 ページをご覧ください。

今、ごみ処理状況の推移につきましては、策定時に2012（平成24）年度の記述を現状に合わせて削除いたしました。

図の5-2、ごみ処理状況の推移グラフ、次の110ページ表5-2のごみの性状につきまして、令和7年度の実績に合わせて見直しをさせていただきました。直接溶融されるごみの性状につきましては、ごみ溶融処理施設ピット内のごみを対象に年12回のごみ分析を実施しております。2025（令和7）年度に実施したごみ質の分析結果から紙類及びプラスチックの割合が61.4%と3分の2近くを占めております。

111 ページをご覧ください。

最終処分量の推移でございますが、溶融処理施設で発生する溶融火灰はキレート処理及びセメントにて固化し、成形した上でフレコンバッグに詰め総合環境センター最終処分場に保管してきました。2010（平成22）年度以降は山元還元方式により全量再資源化を行っており、それ以降は最終処分量ゼロを継続しております。

日々発生する溶融飛灰は災害発生時には再資源化処理のための搬出が困難となり、最終処分場での一時的な保管が必要となった場合は、溶融飛灰発生量1年分程度しか保管できない状況のため、最終処分場残容量確保のため民間施設を活用し、固化飛灰の埋め立て処理を2020（令和2）年度から2023（令和5）年度まで行い、2025（令和7）年度末での最終処分場の残容量は1,008 m³となっております。

113 ページをご覧ください。

市民1人当たりのごみの排出量につきましては、平成29年度の1,015 gをピークとして減少しております。令和5年度には900 gを切る883 gとなり、現在では800 g半ばまで推移をしております。

本計画の2030（令和12）年度の目標値は880 gですが、令和6年度には861 g、令和7年度には856 gであり目標値を下回っております。

2012（令和24）年度以降の目標などの記述があり、図5-4のように令和7年度の実績をもとに記述を変更いたしました。国、三重県の実績については現在未公表でございます。

114 ページをご覧ください。

2010（平成22）年度に溶融飛灰の山元還元方式により全量再資源化を行っております。再資源化量は減少傾向となっております。しかしながら、紙類、ビン類の資源化量は雑談及びその他の色ビンの分別収集を開始した令和3年度には増加しましたが近年は減少傾向にあります。溶融処理時に発生する溶融スラグや紙類の資源化が大幅に減少しております。

全国的な傾向としてペーパーレス化による紙の使用量の減少や資源価格の高騰を背景に再資源事業者や小売店など多様な主体による資源回収の活用により紙類、金属類の減少と溶融スラグ

溶融メタルの減少が要因だと考えられます。また、集団回収も大きく減少しているところでございます。

次に 115 ページ。

図の 5-5 資源化量の推移、5-6 資源化率の推移の表グラフにつきましては、令和 7 年度までの実績に見直しを行いました。全国・三重県の資源化量につきましては現在未公表となっております。

次に 117 ページをご覧ください。

7) ごみ処理経費につきましては、表 5-5 ごみ処理経費の内訳について、令和 7 年度までの実績に見直しております。ごみ処理経費は大きく施設整備や改良工事に係る建設改良費とも処理及び維持管理費、いわゆるランニングコストの 2 つに分かれます。

建設改良費は延命化を目的とした溶融処理大規模整備工事の経費であり、今後も同程度の経費が予測されます。処理及び市管理費につきましては、施設の老朽化等により増加傾向にあり、市民 1 人当たりの換算値は三重県値と比べ非常に高くなっています。

118 ページをご覧ください。

ごみの処理経費の推移 1 人当たり及び維持管理費の内訳について令和 7 年度までの実績として見直しております。

119 ページをご覧ください。

溶融処理施設基幹的設備改良工事を実施し、効率的な運転による温室効果ガス排出量削減に努めております。また、令和 5 年度からはコークス使用量を削減させるために廃材由来の木質バイオチップを使用しての混焼を開始しました。

国の温暖化対策計画では、温室効果ガス排出量削減目標として 2030 年度までに 2013 年度比 26%削減を掲げ、亀山市地球温暖化防止対策実行計画でも同様の削減目標を立てております。

市全体の温室効果ガス排出に占める総合環境センターの割合は高いことから、2030 年において 2013 年度比 26%削減を目標として温室効果ガスの削減に取り組んでいるところでございます。

120 ページ、「循環」に関する現状と課題についてまとめました。

計画策定時は刈草コンポスト化センター民間事業者に運営を委譲した内容を記述していましたが、現状に合わせた内容とさせていただきます。

④の資源化率の当初実績につきましては、令和 7 年度の実績の記述とさせていただきます。

⑦のプラスチックごみの資源循環の促進につきましては、循環法に従い具体的な検討を行う必要があるとの記述に変更いたしました。

⑩現在、掘り起こしごみは当初の予定量まで処理してきたことから現在休止としておりますが、引き続き掘り起こし事業の方法についての検討する必要があるとの記述を行いました。

⑪では 2033（令和 15）年度から次期ごみ処理施設を稼働開始するとしました。亀山市次期ごみ処理施設整備基本構想を現在策定中のため、次のステップとして次期ごみ処理に係る整備手法、運営手法、財源などについて詳細な検討や法的な手続きなどを進める必要があるとの記述を行いました。他に、施設の整備、経費節減など、現状と課題の整理を行いました。

123 ページをご覧ください。

表 5-7 現施策を継続した場合のごみ排出量につきましては、令和 7 年度までの実績の見直しを行いました。令和 8 年度以降の予測につきましては、現在推計中でございます。

124 ページをご覧ください。

（4）三重県循環型社会形成推進計画におけるモニタリング指標につきましては、指標と本市の推計値との比較表がございます。令和 5 年度の実績を見直し令和 12 年度予測につきましては現在推計中でございます。

125 ページの（5）ごみの総排出量の予測につきましては、策定時のままの予想値となっております。

2030（令和 12）年度の家庭系ごみ、事業系ごみ及び集団回収につきましては、表、グラフとも現在推計中となっております。

127 ページをご覧ください。

（6）資源化量と資源化率の予測につきましては、プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律に基づき、令和 7 年度をめどに取り組みプラスチック分の削減と循環の促進を図る計画でしたが、今後計画される次期ごみ処理施設の整備の竣工に合わせて綿密に計画を実施すること

から、推計値を再計算し目標値を見直すことにいたしました。

資源化の予測につきましては令和 7 年度の実績見直し、2030（令和 12）年度の推計、令和 8 年度以降の推計も現在行っているところでございます。

129 ページをご覧ください。

（7）分別して収集物とするものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分、表 5-13 回収ごみの種類につきましては、策定時は拠点開始を実施しようとしているもののすでに回収を実施しているため、分別区分の使用済み小型家電は見直すことにしました。

130 ページ、131 ページをご覧ください。

表 5-14 収集・運搬量の予測、表 5-15 中間処理の方法及び処理量の予測につきましては、令和 7 年度の実績の見直し、予測再計 2030（令和 12）年度につきましては現在推計をしているところでございます。

133 ページをご覧ください。

3）最終処分計画につきましては、中段の亀山市総合環境センター最終処分保管の溶融飛灰の取り扱い、亀山市総合環境センター最終処分場の空き容量を確保するため山元還元や埋め立てなど最適な処理方法を選択し処理を進めます。との記述をあわせ民間事業者委託して埋立処分を行ってきました。更なる空き容量の必要に応じて検討を行うとしました。

そして 136 ページから 141 ページは、取り組み方針と施策についての記述でございます。

「抑制する」、「再使用する」、「再利用する」、「適正に処理する」ことをかけております。施設についての見直しはなく、それ以降は現在の修正とさせていただきます。

最終ページでございますが、目標値については推計中でございます。

以上で説明を終わります。

朴会長

ありがとうございました。

では、第 5 章「循環」の部分になりますが、委員の皆様、質問、コメント承ります。いかがでしょうか。

私から、その次の資料 1-4 の第 6 章「脱炭素」の部分を審議させていただいた後に発言することになるかと思いますが、忘れると困りますので先に申します。

119 ページ、総合環境センターの温室効果ガス排出量のところなのですが、国のから以降の記述が古いと思われます。

これは安部元首相のときの 26%削減を記述、その後 46%削減を目指すことになり、今は更に 2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度からそれぞれ 60%、73%削減することが閣議決定されました。2040 年、2050 年は、70%以上で 100%削減するようになっているので、この表現は少し古いため、これは第 6 章の審議が終わった後に整合性を取っていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

他に皆様いかがでしょうか。

富松副会長

111 ページですが、最終処分場に埋め立て処分したものをもう一度掘り起こし、溶融処理を行い、山元還元方式で埋め立てゼロにしていく計画はないのでしょうか。

小坂副参事

現在、過去に埋め立てたごみにつきましては、令和 6 年度を最終に掘り起こし業務を休止しております。また、現在の最終処分場には溶融処理した飛灰をキレート処理を行い、セメント固化したものを最終処分場に保管しています。その処理については、令和 5 年度まで市外の業者に処理を委託したことで 1,008 立米ほどの空き容量を確保しました。災害が発生した時には災害ごみを処理した後に発生する飛灰を保管することになりますが、現時点では最終処分場を再度掘り起こしていくことは厳しいこととしておりますし、現在保管している最終処分場については現状のままで空きを確保していくということになります。

富松副会長

理想的には管理型であろうが安定型であろうが、最終処分場に埋まっているものが残っているということはよくないと思いますので、できる限り処理していったほうがいいかなと考えます。ただ、空き容量とか熔融炉の状況もありますので、できる限り処分したものは減らしていきたいとの方向性を出していただいた方がいいかなと思います。難しいですかね。

村田課長

八輪衛生公苑の最終処分場に埋め立てられた焼却灰、大塊等につきましては、すべて掘り起しをさせていただき再度熔融処理をさせていただいております。

当初計画していた掘り起し量をすでに超えた形での処理をさせていただきましたので、一旦令和6年度で事業を休止とさせていただきました。

富松副会長

表現が民間に委託したからいいのだという、何か少し表現が嫌だなと感じました。

小坂副参事

少し文言については考えさせていただきます。

富松副会長

とにかく管理をされてますということを強く表現していただいたほうがよいと思います。

朴会長

113ページの部分について、これは中間見直しというところの部分では修正が厳しいので、このままになるのだろーと思います考え方の1つとして少し提案をしたいと思っておりました。

1人当たりの1日のごみの排出量ということを考えているときに家庭系ごみだけではなく、事業系ごみを合わせた形で考える。

亀山市の場合は、家庭系ごみは皆さん一生懸命努力してくださって653g、事業系も頑張っているのですが、横ばいというかそのような感じで203gです。家庭系ごみと事業系ごみを合わせると、1人当たり1日約856グラムとなります。少しもったいないという気がするのですけれども、かといって事業系ごみを持ち込みできなくすることは難しいと思います。

今回は中間見直しなので、見直しを行い抜本的に減らすことは厳しく、市民一人一人が頑張っている部分を見ると事業者も少し考えないといけません。

ということで、市として要請或いは指導等その部分が可能であれば750gまで減らせること、さらに事業系ごみ203gを半減するのは酷な話なのかもしれませんが見込みはあるかもしれないということを申します。

従いまして、図5-4を変えることなくこのままなのでしょうが、オール「かめやま」で頑張るということで、このニュアンスの裏には事業所に少し頑張ってくださいみたいなようなメッセージとして加えられるように、例えば113ページ5)のところで数値は並んでいるのですが、そこでくどいようなのですけれども、家庭系ごみが653gで事業系ごみが203gというように入れていただくということによって減るぞ、減らすぞというような形で少し促していただきたいと思います。

この部分に関しては、行政の今までのやり方の中で可能であればうまく表記していただいて、みんなで減らす亀山モデルという形であり、これは今ここで何をどのようにしていただきたいということではなく、少し工夫をしていただきたいということでもあります。

よろしくお願いします。

皆様いかがでしょうか。

そうしましたら、資料1-4が残っておりまして、脱炭素の部分と参画・協働について事務局から説明をいただき、委員の皆様のご意見を賜りますようよろしくお願いいたします。

それでは事務局説明願います。

近藤 GL

資料 1-4、まず初めに第 6 章、第 3 項についてご説明いたします。表紙ですが、低炭素から「脱炭素」脱炭素の社会の構築に改めています。続いて 142 ページについても表現を脱炭素にさせていただきます。また、(1)脱炭素に関する現況ですが、下から 3 行目から次のページの 2 行目までは新たに国が決定した事項を加えさせていただきました。

次に 144 ページの本市の温室効果ガス排出量の状況ですが、図 6-1、以前は 2008 年から 2017 年まででしたが、2013（平成 25）年から現在把握できている 2023（令和 5）年度末までに改めさせていただきます。本文も 2013 年からの状況とさせていただきます、同じく表 6-2 排出量の推移も平成 25 年から令和 5 年度までの推移とさせていただきます。

次に 145 ページ、図 6-2 も同様でございます。続いて 146 ページから 148 ページにかけての図 6-3 から図 6-8 まで、5 年おきの推移及び回数について令和 2 年と令和 7 年を加えさせていただきます。また、それぞれの本分を図の内容に合わせて修正を行っています。

続いて、149 ページをご覧ください。9) 本市における再生可能エネルギーの導入状況ですが、令和元年 12 月までの状況であったものを令和 6 年 3 月までの状況にグラフを修正させていただきます。令和元年と令和 5 年度末と比べると導入件数及び導入容量は大きく増加していることが分かります。こちらは固定価格買取制度での数値となっております。

続いて 1 枚めくっていただきまして、150 ページです。熱中症患者の搬送数の推移でございますが、以前は平成 25 年から令和元年度までの表を令和 7 年度までに改めています。表を見ると令和元年度以降地球温暖化の影響なのか搬送数が増加していることがわかります。これから暑くなりますので、気をつけてください。

次に 151 ページ、本市における水害被害の状況ですが、以前は 2019 年までの状況を記載しておりましたが 2024 年までの状況を加えています。道路や林道での被害が多く発生していることから、豪雨により道路や林道などが洗掘されるからではないかということが考えられます。

続いて 152 ページ、(2) 脱炭素に関する現状と課題については⑦の部分で以前は、FIT 制度から FIP 制度への移行が見込まれるという表現でしたが、FIP 制度も導入され太陽光発電施設が増加を続けていると修正させていただきました。

154 ページをご覧ください。真ん中の囲み四角の下から 2 行目でございます。これは三重県が目標値を 30%から 47%に改めたことからそれに併せて修正させていただき、次に 156 ページ（表 6-5）BAU（排出量）は、この計画策定時の推計による排出量を記載していますが、現在、この排出量については現在の状況に合わせた推計を行っているため、今の時点では修正は行っていません。次回の審議会では、新たな BAU による排出量と目標排出量及び削減率を報告させていただきます。それに併せて 155 ページの（7）の内容もそれに沿った内容に修正させていただきます。

次に、158 ページから 159 ページについてです。こちらも低炭素から脱炭素に改めています。また、159 ページの（3）二酸化炭素の吸収減の保全及び強化に森林由来の J-クレジットの創出を加えさせていただきました。

161 ページの「活用する」の施策 2）太陽光に関する条例を制定したことによる適正に導入された再生可能エネルギーの普及に努めることを加えさせていただきました。

163 ページをご覧ください。「適用する」施策の 1）気候変動の影響への適用ですが、令和 5 年 7 月に亀山市は「気候非常事態」を宣言したため、宣言を行うことの検討を削除させていただいております。

164 ページ 3) 健康被害の予防に熱中症特別警戒アラート発令時に暑熱環境から市民を守るためのクーリングシェルターを指定することを加えさせていただきます。現在は 6 公共施設、5 民間施設を指定させていただきます。

最後に 165 ページ 3 成果指標についても表現を脱炭素への修正と四角囲み内の指標①の現状値を 2017 年から 2023 年へ修正し、②真ん中を目標値から現状値へ修正させていただきました。

ただし、①の目標値は BAU の推計が終わってから改めて目標値を設定させていただきます。以上で、6 章についての説明を終わります。

続いて第 7 章「参画・協働」参画と協働による推進について説明させていただきます。

170 ページをご覧ください。170 ページの（2）ですが、以前は③まで記述がございました。

③は地域課題の解決に向けた新たな手法について検討する必要があるとのことを記述していましたが、亀山市環境未来創造会議を設置させていただきました。この会議をもって新たな指標について検討する場を設けておりますので、その部分については削除させていただきました。

次に 171 ページ「学ぶ」の施策 1) に環境展を開催していくことを加えさせていただきました。過去には開催していたのですが、環境に関する展示というか周知啓発をここ 10 数年行っていないので今年から実施していくことになりました。

ちなみに 11 月 14 日（土）に開催させていただくことになっております。

次に 2) ですが、一番下に地球温暖化防止活動推進員との協働することを追記し、こちらは現在、小学校や放課後児童クラブなどで昨年から環境教育を環境課と協力して実施させていただいています。

173 ページ 1) の 3 つ目のポツですが、以前は検討会議を設置するとの記載でしたが、先ほども申し上げましたように環境未来創造会議を設置したことから環境未来創造会議においてという表現にさせていただいています。次に 1 枚めくっていただいて 174 ページ 3 成果指標図の中の指標①②それぞれの中段の部分ですが、2025 年の目標値から実績値に修正させていただきました。「参画・協働」については以上です。

最後となりますが、第 8 章計画の推進に入らせていただきます。

177 ページの図右上の丸の中ですが、「環境」に関する検討会議から環境未来創造会議を設置しましたので「環境未来創造会議において」とさせていただきます。1 枚めくっていただきまして、178 ページ 2 進行管理の「共生」の四角囲みの中に生物多様性が保全されている区域の拡張による 30by30 の目標の達成という部分を加えさせていただきました。また、「快適」の施策に関するものの一番下段なのですが以前は整備基本構想の策定としていましたが、計画の見直しに改めました。

「循環」の部分で 179 ページですが、以前は近隣自治体等との比較によるごみの排出量の情報の公開から亀山市のわかりやすいごみの排出量に関する情報の公開に変更しています。

次に「脱炭素」ですが、低炭素から脱炭素に修正、新庁舎におけるエネルギーの活用検討というのが項目としてありましたが、新庁舎の建設については ZEB 化することとしましたので削除しています。また、気候非常事態の宣言の検討がありましたが宣言をおこなったことより削除しています。

最後に「参画・協働」による推進ですが、「共生・快適・循環・低炭素」に関する 4 つの部会を設置と「環境」に関する検討会議の設置が項目としてありましたが、それぞれ設置しましたので削除させていただいております。

以上長くなりましたが、第 6 章から第 8 章までの説明とさせていただきます。

朴会長

ありがとうございました。予定時間を過ぎていますが、もう少し時間をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第 6 章から第 8 章までの説明がありました。委員の皆様、どの部分でも構わないので質問などありますでしょうか。

この部分は私の専門部分でもありまして、中間見直しの中でどこまでできるのかわかりませんが、1 点考えてみたいと思います。155 ページから 156 ページになります。

ご存じのように政府は、2023 年までに 2013 年からマイナス 46%、マイナス 50%の高みに挑戦することを表明しています。皆様はどのようなお考えをお持ちになれるのかわからないけれども、そういう部分についてはこのように考えまして、三重県は、2023 年に見直しを行いまして、国のマイナス 46%より 1%上積でマイナス 47%を 2030 年までに 2013 年度比に比べて減らしますと言っています。

そこには、46%増の部分を見ると産業部門、家庭部門、廃棄物、その他などマイナス 42%なのです。

なぜマイナス 46%になるかという森林の吸収源について、林野庁の計算などではマイナス 4%いくだろうとのことで 46%になっています。三重県も実際に真水でプラスの 43%ですので、国より三重県は約 7 割近い森林なのでもっとあるかもしれないが、国の 4%を含め 47%として

います。

ここで 155 ページから 156 ページを見ると、亀山市としては本当に頑張って 12.6%減らすから 42.2%減らすことになるのだらうと。そこにマイナス 4%の吸収源を入れたら 46.2%になるので、国の計画などに比べて遜色ありません。

ただ、三重県が 47%でもう少しでまた見直しがあると大変だろうとは思いますが、こう考えたときに中間見直しのところで無理なのかどうかかわからないが、せめて三重県と同じレベルでマイナス 47%を実際には森林吸収源があるので、みんなで真水でやるところの部分の部分を何とか 1%を減らすことが可能であれば三重県並になるっていうことの部分はどうか考えた方がいいのか、これは庁内でのことがあるのだらうと思いますが、この審議会で細かい計算まで全部出して行うということは厳しいものであります。一応要望としての部分でどうするのか考えていただきたいと思います。

ちなみに三重県でトップランナーとして実施しているのは鈴鹿市がマイナス 50%です。そして、東員町もマイナス 50%です。他のところでは、県のマイナス 47%ないし国のマイナス 46%というところが多いのですが、せっかく今の段階で見直しを行い 2030 年までとにかく行くぞという形になったときにどう考えるのか。吸収源から何 t ぐらいの CO2 が削減されてパーセンテージとしてマイナス 4%になるのかは県に相談をさせていただきまして、そのやり方を使うというのも 1 つの考え方だと思いますが、是非ともご検討よろしくお願ひしたいと思います。

そして、我々が次に集まるのがいつごろになるのか後にスケジュールの説明があると思います。もし、皆さんが集まってお話をする時間が少し先になっていくのであれば途中結果でも結構です。委員の皆さんに送っていただきますと色々な意見がいただけるのではないかと。ということで、この数値目標をどうするのっていうことを少し重く考えているのでお願ひしたいと思います。

最後に簡単な修正をお願いしたいのですが、176 ページの (4) の低炭素を脱炭素に、そして 177 ページの低炭素部会を脱炭素部会に替えていただきたい。

以上であります。

私が今申し上げた部分は、議論を行うと何時間あっても足りないと思いますので、少し事務局もいろいろと検討していただいて、私たちとコミュニケーションを深めながら、どうしていくということが決めていければありがたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

委員の皆様、ご意見、質問などありますでしょうか。

武田委員

144 ページ (図 6-1) 市全体の二酸化炭素排出量の推移のところですが、改定前の基本計画では 2017 年の CO2 の排出量が 1,671 千 tCO2 なのですが、今回の中間見直し資料 1-4 では 2017 年の CO2 排出量は 1,467 千 tCO2 となっていて数字として下がっているのですが、これは電気の排出係数が変わったとか何か理由があるのでしょうか。

近藤 GL

この部分については、環境省の自治体排出量カルテの数値を引用しています。令和 3 年の計画策定当時から見直しをされたようで数値が変わっていました。

今回、最新の自治体排出量カルテによる数値を入れさせていただいておりますので、若干見直しが行われたことにより差があることがわかりました。

武田委員

当時発表された数値と現在発表されている数値の違いということですね。

承知しました。

村田課長

この計画を策定した後に、国により CO2 排出係数の計算方法が見直され変わってきました。これは直近のデータをお示しさせていただいています。

朴会長

皆様いかがでしょうか。森林の吸収量は4%で大丈夫でしょうか。

松村委員

森林の評価も今非常に過渡期で先ほど申しましたように高精度な森林を測る方法が普及してきています。今までは高齢木になると吸収量が減るだろうということなのですが、どうもそうではなく森林はまだまだ成長し続けているので吸収量が増えているだろうとのことなのです。

ですから、高齢になるから伐採して若い林を増やして、若い吸収量の高い林ということをやっていたのですが、高齢が進んでいても吸収量があるのではないかとのことだと思います。そうすると、この基本計画の中では従来の方法で実施したものとダブルスタンダードになってしまふのかもしれないのですが、これから国が変えてくるかと思いますがそれに合わせて柔軟に書かれた方がいいのかなと思います。

村田課長

当時林野庁がされていた森林による二酸化炭素吸収量の算定方法は、樹種と面積と林齢で算定していました。最近では、松村委員がおっしゃられましたように、平均樹高、平均直径また本数とかを加味してより精度を上げてくださると算定方法に変わっておりますので、市が二酸化炭素の吸収量を算定するときにどのように算定するかだと思います。

松村委員

全国を4kmのメッシュで餅を焼く網のようなものですが、あれを日本全国に落とし込みにより高精度に推定していますので統計上の数値の精度は上がっています。

やはり、ここは大きな目標を書くところなので、あまり動いてるからとすぐ記述すると計画性もなくなり意味がないのではとの気がします。

村田課長

従来の簡易な算定方法で算出していききたいと思います。

松村委員

従来の算定方法に並行して担当部局としては新しい方法での算定も行っていないと、いつ新しい算定方法を世界標準にしますとされるかもしれない。過渡期なのかもしれません。

朴会長

どの資料を拝見しても吸収源のパーセンテージが横棒（一）になっていて算出していないのですが、数値では46%としています。我々の真水のいろんな取組みでは42%なのです。だから、森林の吸収源によりマイナス4%で46%になったのだろうということで三重県はもう少し上げたいのだけど、4%にしてみんなで頑張っていこうという形で47%にしたら三重県はトップランナーとなり、亀山市は47%としていくのか、それに関しては少し申し訳ないのですが検討していただきたいと考えています。

市民の皆さんに余計な負担を強いられたいら困るのですけれども、地球温暖化を防ぐためには皆で考えましょうというところを亀山市民なら分ってくださるのではないかなと思います。47%は何かできないのかなと、気持ちでは50%を超えていきたいのだけど無理はできないのでよろしくお願ひしたいと思います。

松村委員

色々な議論がある中で、科学的により厳密な数字を出していくという姿勢は大事なのですが、先ほどの指標の話もそうですけど大まかに良い方向に向かっているかどうかということがわかることがやはり大事だと思いますので、亀山市は確実によい方向に行っていることを市

民の方にアピールするのが重要だと思います。

もう1点、参画・協働も非常に重要だと思います。若い世代といいますか、171 ページでの小学校等の環境教育の推進を是非いろいろと推進していただければと思います。

緑の少年隊はどちらの部署が担当ですか

近藤 GL

農林振興課です。

松村委員

農林振興課部局からも声を掛けていただければと思いますので、よろしくお願いします。

朴会長

是非とも世代間交流も含めて色々なノウハウを持っておられる地域の方々と次の世代を担う子どもたちと一緒に先生たちの負担も少なく済むかもしれないので、そういう亀山モデルだということのを1つ2つ3つと増やすことでオール亀山モデルになるのではないのでしょうか。

予定時刻を過ぎていますがせっかくなので委員の皆様、資料1-4のところでご意見などありましたらお願いします

各委員

意見なし。

朴会長

そうしましたら、イレギュラー的なことになるかもしれませんが、皆さんお忙しいと思いますので個別に連絡をいただきコミュニケーションを図りながら進めていただきたいと思います。今日は、第1章から第8章までご議論いただきましてありがとうございました。

最後にその他事務局よりお願いいたします。

近藤 GL

資料2の環境基本計画策定のスケジュールでございますが、本日の環境審議会を経て8月には第2次亀山市環境基本計画中間見直し（案）の骨子案を亀山市議会産業建設委員会協議会に提出します。11月には各審議会議を開催するスケジュールとしていますが、朴会長からの提案でありましたように途中経過などについては事前に各委員さんにはお知らせさせていただくようにいたします。また、年明けの1月に庁議や産業建設委員会及び今のところパブリックコメントは実施する予定でその期間をおいた後、3月には策定をいたしたいと思っております。また、委員のみなさまには貴重なご意見をいただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上でございます。

朴会長

ありがとうございました。2026年度の末までには見直しが終わりと、新たな環境基本計画が始まるということでよろしいですか。そうしましたら、議事進行を終わらせていただきます。事務局、最後の締めをよろしくお願いいたします。

村田課長

本日は長時間にわたり、大変貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。冒頭でお話ししましたが太陽光発電施設の適正等に係る条例の制定につきましてご審議いただきましてありがとうございました。

これを持ちまして、環境審議会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。